

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年4月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
五泉市	<u>五泉中央病院</u> (略)	<u>五泉市太田489番</u> <u>地1</u> (略)	五泉市	<u>北日本脳神経外科</u> <u>病院</u> (略)	<u>五泉市太田440-</u> <u>1</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。